

生協名	
-----	--

整理番号	
------	--

生協産直品質保証システム 生協版適正農業規範 米・生産者編 2018年改訂版
--

生産者名	
所属団体名	
作物名	

自己点検点検実施日	年 月 日	点検者	
二者点検点検実施日	年 月 日	点検者	

【基本用語解説】

<この点検表で頻繁に使用している用語は、以下のように定義します>

用語	用語の意味
必須	産直商品の品質と信頼を確保するために、不可欠と考えられる項目。
推奨	産直商品の品質と信頼を確保するために、達成に向けて努力すべき項目。
農産物	生産者が自らの責任で生産し、販売するすべての農業生産物。
管理	常に最善の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに必要の手立てをとっていること。
記録	事実の状態や数量を文書に記載すること。あるいは記載した文書。
保管	いつでも簡単に取り出すことができる状態で持っていること。(特に記載がなければ、保管年限は3年以上とする)
更新	常に最新の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに見直しをしていること。
識別	あるものとあるものが別のものであることを、誰にでもわかる方法で視覚的に区分けすること。
区分	別のものを誰にでもわかる方法で物理的に区分けすること。

生協版適正農業規範 前文

1. 適正農業規範がめざすもの

日本生協連・産直事業委員会は、組合員から信頼され、支持される「たしかな商品」を供給し続けるために、「生協産直品質保証システム」を開発しました。「生協産直品質保証システム」とは、農産物が生産され、組合員に供給されるまでのすべてのプロセスにおいて、期待される品質、安全性、信頼性を確保するための必要な手立てがとられているということを検証し、そのことを保証するためにつくられたシステムです。同時に、この「生協産直品質保証システム」は、生産者、生産者団体が法令を順守し、出荷する農産物の品質と安全性を高め、生産者自身の健康や安全を確保しながら、農業を持続可能なものとしていくためのツールでもあります。

「生協産直品質保証システム」は「適正農業規範」、「適正流通規範」、「適正販売規範」という3つの「規範」によって構成されています。その重要な構成要素のひとつである「適正農業規範」は生協と生産者、生協と生産者団体、生産者と生産者団体とが互いの信頼関係の上に立って、対等、平等の立場で協力しながらすすめていくことなしには成立しない取り組みです。

「生協版適正農業規範」の「めざすもの」は以下の5つの主要な柱に要約されます。

- 法令の遵守
- 農産物の安全性の確保
- 農産物のトレーサビリティ、及び適正な表示の確保
- 環境保全型農業の推進
- 農業者の安全と健康の確保

2. 適正農業規範の活用

「生協産直農産物品質保証システム」において最も重要なことは、適正農業規範に基づいて、生産者、生産者団体自身が自主点検・内部監査を継続して実施することを通じて、自らの農業の実態を把握し、改善点を見つけ出し、自ら主体的に改善活動に取り組んでいくことです。

そのことを前提として、生協は生産者、生産者団体と協力しながら二者点検を実施します。その際生協は、生産者、生産者団体に対し、「生協産直品質保証システム」及び「生協版適正農業規範」の理念と目的を十分に説明し、生産者、生産者団体の理解と納得の上で点検を実施します。

3. 点検にあたっての注意事項

対等・平等で公平な運用

二者点検は、生協と生産者、生産者団体の双方で点検しますが、生協と生産者、生産者団体の協同作業であるという認識が大切であり、ともに農産物の品質向上に努力するという姿勢を堅持しながらすすめます。

守秘義務

適正農業規範の点検者、及び点検者が所属する生協は守秘義務を負います。生協は、適正農業規範の点検作業を通じて生産者の個人情報、栽培技術、管理手法、経営手法などの様々な重要な情報を入手し得ること、及びこれらが守秘義務の対象であることを十分に認識しながら点検をすすめます。

範囲、対象の明確化

「適正農業規範」では、生産者、生産者団体から出荷される「青果物」を対象とします。出荷以降の工程は、「適正流通規範」、もしくは各生協の「QMS(品質管理システム)」で対応します。また、点検の対象とする圃場や施設、記録等は、その生産者、生産者団体が生産する農産物についてのみ、要求します。

4. 生協版適正農業規範の運用

- 1) 生産者は「生産者編」による自己点検を行い、生産者団体は、生産者に対して二者点検(内部監査)を行います。
- 2) 生協と取引がある事務局機能を持たない、個人生産者と小規模な生産者団体は、「生産者編」による自己点検を行い、生協が二者点検を行います。
- 3) 事務局機能を持つ生産者団体は、 の二者点検(内部監査)を実施した上で、「団体編」による自己点検を実施し、生協との二者点検を行います。
- 4) 生協は、「団体編」による二者点検の際に、「生産者編」による団体の内部監査が適切に行われ、持続的な改善活動が有効に実施されていることを検証します。
- 5) 生産者団体として責任を持って生産を行っている圃場については、生産者編による自己点検を生産責任者が行い、二者点検(内部監査)を生産責任者以外の者が行います。

5. 点検にあたっての事前準備

点検の事前準備は、点検を有効かつ円滑に進めるための必須事項です。点検者は、点検日当日までに、次の項目を整理し、書類を準備し、明確な点検方針を立てて点検に望みます。

前回の点検結果と「改善要請書」および、その回答である「改善計画書」
生産者編の自己点検結果と生産者団体による二者点検(内部監査)結果
団体編の自己点検結果
最新の農産物仕様書
過去1年のクレーム・事故の記録

点検実績のある生産者(団体)においては、全項目を点検する必要はなく、予め決めた時間内に、点検方針に基づいて点検をすすめます。

規範巻末に、規範で要求している文書一覧を添付していますので参照してください。

6. その他点検にあたっての留意事項

- 1) 事故が起きたあとの事後対応で重要なことは、トレーサビリティです。トレーサビリティには、追跡(不適合品の排除=特定生産者農産物の出荷先と出荷数量の特定)と遡及(原因の特定=特定生産者農産物の圃場の特定)の双方とも重要です。任意の出荷伝票をもとにして追跡と遡及の双方を被点検者(生産者・生産者団体)に実施していただき、点検を行ってください。
- 2) 「生協版適正農業規範」以外のGAP(GLOBAL.G.A.P・ASIA GAPなどの第三者認証GAP、農水省のGAPガイドラインに準拠した都道府県GAP等)に取り組んでいる場合は、自己点検、二者点検、三者認証の点検表を確認できれば、重複して点検する必要はありません。ただし、生協独自の規範項目である0章については、必ず点検を行います。
- 3) 規範運用の詳細を、「生協産直品質保証システム・運用マニュアル」に定めています。必ず運用マニュアルを確認し、規範の運用を行ってください。
- 4) 不適切な運用など、お気づきの点があれば、日本生協連産直グループまでご連絡ください。

TEL.03-5778-8075 E-mail.sanchoku@jccu.coop

情報ご提供者に不利益が生じないよう配慮して調査・調整いたします。

規範項目一覧

0. 理念・コンプライアンス・マネジメント	
0-0	生産する米は、食べる人への想いを持って生産、出荷している
0-1	米の生産に関わる基本的な法令について理解し、順守している
0-2	米の生産に関わる基本的な法令に関する学習の場に参加している
0-3	米の生産に関わる法令についてすべての作業者に伝えている
0-4	米の生産に関わる知的財産を保護している
0-5	生協の組合員、役職員と交流している。
0-6	適正農業規範の自己点検を実施し、農産物の品質向上と農場管理の向上に役立てている
1. 圃場・施設等の管理	
1-1	所有ないし借用している圃場の台帳を作成し、管理している
1-2	圃場ごとに取水、排水経路が明確になっている
1-3	耕作地で使用する水を汚染がないように管理している
1-4	保有している施設、設備の台帳を持ち、管理している
1-5	作業場について、適切な内部構造、防犯設備等を確保している
1-6	保有している農業機械についての台帳を持ち、管理している
1-7	圃場及びその周辺を、衛生的に管理している
1-8	農機具、農業用の資材、器具、及び運搬用の器具を、清潔に保っている
2. 栽培計画の作成	
2-1	品種別・栽培方法別・圃場別の栽培計画書を作成し、保管している
2-2	過去の栽培記録を保管し、栽培計画の立案の際に活用している
2-3	栽培計画書に記載されている農薬、肥料等の資材は、その適法性が確保されたものである
3. 栽培・収穫の工程管理	
3-1	栽培記録を圃場別に作成し、保管している
3-2	種子や苗の品種、使用農薬を管理している
3-3	品種別に収穫量、収穫時期を記録している
3-4	農場で作業を行う際、異物混入防止のための手立てをとっている
3-5	収穫した米を品種別、栽培方法別に区分管理している
3-6	収穫した米への異物混入の防止策をとっている

4. 保管・選別・包装・出荷等の工程管理	
4-1	品質基準、出荷基準等に基づき管理している
4-2	出荷する米は、農産物検査法に基づく検査を受けている
4-3	「検査済印」のある米袋は、その表示を削除し、米袋として再利用しない
4-4	計測機器類を定期的に点検している
4-5	米の乾燥調製、保管の記録を作成し、保管している カントリーエレベータに全量納入している場合は対象外
4-6	米は適切に温度管理されている
4-7	出荷記録を適切に作成し、保管している
5. 農薬・肥料の使用と保管	
5-1	農薬を適切に使用している
5-2	農薬は、圃場及び作業場とは分けし、かつ安定した場所に保管している
5-3	農薬は鍵がかかる場所に保管されており、鍵の管理者が明確になっている
5-4	農薬の適正な管理を行っている
5-5	農薬を適切に調合している
5-6	農薬の散布機や関連器具は、適切に管理されている
5-7	隣接圃場への農薬の飛散などが起こらないように管理している
5-8	肥料等を適切に管理している
5-9	施肥基準書に沿った施肥(肥料の投入、土壌改良資材等の使用等)作業を行っている
5-10	適切に堆肥化した堆肥や有機物を施用し、適切な土壌管理を行っている
5-11	使用した肥料、土壌改良資材の記録を作成し、保管している
5-12	使用した堆肥の使用記録を作成し、その記録を保管している
6. 作業場における衛生管理	
6-1	作業場を、整理、整頓、清掃し、衛生的に管理している
6-2	作業場での農産物への汚染や異物混入対策を行っている
6-3	包装用の資材を衛生的に管理している
6-4	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等を適切に管理している

7. 環境への配慮	
7-1	農薬と化学肥料の使用を減らす取り組みをしている
7-2	農薬を使用する際には、周辺住民、周辺環境に配慮している
7-3	肥料等の圃場及び周辺環境の環境負荷低減対策を実施している
7-4	堆肥の製造・保管にあたっては、適切な場所が確保されている
7-5	生物多様性に配慮して生産している
7-6	農薬の空き容器を、決められた場所に保管し、適切に処分している
7-7	破材・廃棄物を決められた場所に保管し、適切に処分している
7-8	農場から出る作物残さ(もみ殻等)などの廃棄物は、決められた場所に、適切に保管し、処分している
7-9	使用済みの農業資材、不要な農業機械を、決められた場所に保管し、適切に処分している
7-10	農業用の燃料、オイル等を適切に管理している
8. 外部委託工程の管理	
8-1	外部委託先の業務を適切に管理している
9. 労働安全と雇用管理	
9-1	作業者の定期健診を実施している
9-2	圃場・作業場の危険な個所、危険を伴う作業を把握し、安全を確保している
9-3	事故時の緊急対応が定められ、必要な備品を備えている
9-4	機械、装置、器具等を、適切に使用し、管理を行っている。
9-5	万が一事故に遭遇した際にも、対応できるよう保険または共済に加入している
9-6	雇用する労働者について、適切な雇用と労務管理を行っている

0. 理念・コンプライアンス・マネジメント					点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし	
0-0	項目			設定の理由		
必須	生産する米は、食べる人への想いを持って生産、出荷している			組合員に「たしかな商品」を届けるという生協産直品質保証システムの目的を相互に確認するため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生産する米は、食べる人への想いを持って生産、出荷している					点検を始めるにあたり取り組みの目的を確認する。
0-1	項目			設定の理由		
必須	米の生産に関わる基本的な法令について理解し、順守している			法令違反を防止するため		
用語解説	・基本的な法令：JAS法、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、農産物検査法、種苗法、米トレーサビリティ法、食品表示法、計量法、労働基準法					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	各法律について相談する相手がいる					相談ができる人がいることを知っている。
	各法律に関する情報を入手できる状態にある					相談相手に問い合わせることによって、あるいはインターネット等でいつでも法令が入手できる状態になっている。
0-2	項目			設定の理由		
推奨	米の生産に関わる基本的な法令に関する学習の場に参加している			米に関わる基本的な法令について理解するため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	米の生産に関わる法律や、知的財産に関する学習会に参加している					ヒヤリング調査をする。
0-3	項目			設定の理由		
推奨	米の生産に関わる法令についてすべての作業者に伝えている			米に関わる基本的な法令について農作業に関わるすべての作業者に理解してもらうため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	米の生産に関わる法令について掲示している、もしくは、伝えた文書がある					文書を確認する。

0-4	項目		設定の理由			
必須	米の生産に関わる知的財産を保護している		自らの権利を守るとともに、他者の権利を侵害しないため			
用語解説	・知的財産:特許、実用新案、商標、意匠等を指す。農業分野では、登録品種、農法(特許、ビジネスモデル特許、資材、実用新案)、管理システム、配合、商品名(ブランド名称、地域名称含む)、意匠(パッケージデザイン、文字等)を含む。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農業に関わる自らの知的財産を保護し、他者の権利を侵害しないようにしている					登録品種の種苗を譲渡する場合、権利者の承諾を得ている。栄養繁殖植物の中で農林水産省令の例外規定から除外されているものを増殖する場合は、権利者の許諾を得ることが必要。
0-5	項目		設定の理由			
必須	生協の組合員、役職員と交流している。		生産者と組合員・役職員の交流は、生協産直の基本要件の一つであるため			
用語解説	・交流:生産者と生協組合員・役職員が、産地見学・商品学習・産地への支援活動等、多様な活動を通じて相互理解を深める取組みのこと					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	生協の組合員、役職員と交流している。または交流する意思がある					ヒヤリング調査をする
	生協の理念、産直政策、組合員の声について理解している					ヒヤリング調査をする
0-6	項目		設定の理由			
必須	適正農業規範の自己点検を実施し、農産物の品質向上と農場管理の向上に役立てている		農産物の品質向上と農場管理の向上を進めるため			
用語解説	・適正農業規範:ここでは、日本生協連「適正農業規範」と第三者認証GAP、および、農水省が定めた「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPのことを指す					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	適正農業規範の自己点検を行っている					サンプル調査をする。
	自己点検の結果、明らかになった不具合や改善すべき事項について、改善に向けて進捗管理が出来ている					サンプル調査をする。
	所属する団体の二者点検を受け、不具合や改善すべき事項について、改善に向けて進捗管理が出来ている					サンプル調査をする。

1. 圃場・施設等の管理		点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし				
1-1	項目	設定の理由				
必須	所有ないし借用している圃場の台帳を作成し、管理している	供給された米に問題があった場合に、それがどこで生産されたものを特定できるようにして、被害を最小限に抑えるため				
用語解説	・圃場：米生産のために使用する水田、畑、育苗ハウス等。 ・カドミウム低減対策：出穂前後各3週間にわたる湛水管理を中心とする吸収抑制対策、「湛水管理」は出穂期の前後3週間にわたり水田を湛水状態に保ち還元状態とすることで、土壌中のカドミウムを水に溶解しにくい化学的狀態に変化させ、水稻が根からカドミウムを吸収することを抑制する					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	地番と面積を記載した圃場台帳を持っている					台帳の形式は問わない。
	圃場台帳は現況どおりに更新されている					サンプル調査をする。
	農地土壌のカドミウム濃度実態を把握した上で圃場台帳を作成して必要に応じて低減対策を行い、その効果を確認している					ヒヤリング調査をする。
1-2	項目	設定の理由				
推奨	圃場ごとに取水、排水経路が明確になっている	取水、排水経路を正確に知って、安全性を確保するため				
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	圃場ごとに取水、排水経路が記載されている					圃場台帳に圃場毎の取水及び排水の経路を明記しているか確認する
1-3	項目	設定の理由				
必須	耕作地で使用する水を汚染がないように管理している	農産物や圃場の安全性を確保するため				
用語解説	・耕作地で使用する水：灌漑水、農薬の希釈用の水等、主に農産物を生産することを目的に使用される水。 ・水源の汚染がわかった場合の改善策：汚染の原因（水路・バルブの家畜、下水、住居排水による汚染等）を除去し、定期的な水質検査による汚染の監視を行う。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	耕作地で使用する水の水源を把握している					サンプル調査をする。
	耕作地で使用する水は、取水と排水が別の系統になっている					サンプル調査をする。
	水源の汚染がわかった場合は改善策を実施している					ヒヤリング調査をする。

1-4	項目		設定の理由			
推奨	保有している施設、設備の台帳を持ち、管理している		農業資材、農業機械、収穫した米等がどのようなところに保管されているかを明確にするため			
用語解説	・保有している施設、設備:ここでは、カントリーエレベータ、資材置き場、農機具倉庫、乾燥・調製施設、選果場、出荷場、育苗施設、生産用のハウスなどを施設とし、施設に備えられている機材、機器のことを設備とする					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	用途・地番・面積が記載された施設、設備台帳があり、現況どおりに更新されている					台帳の形式は問わない。ただし作成日と管理者の記載は必須。台帳に記載された施設、設備と照合可能な図面、地図があることが望ましい。
	周辺に異物混入等のリスクがある場合、これを台帳に付記している					サンプル調査をする。(異物混入等のリスクがないか確認する。)
1-5	項目		設定の理由			
推奨	作業場について、適切な内部構造、防犯設備等を確保している		農産物の汚染、劣化、異物混入、いたずら等のリスクを低減するため			
用語解説	作業場:生産された米を出荷する形に「加工」する場所(集荷、乾燥、調整、保管、包装/梱包、選別、出荷、加工等をおこなう施設) 侵入防止、盗難防止措置:出入口の確実な施錠を行うこと、関係者以外の立入りを禁ずる掲示を行うこと等。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	作業場は、十分な強度を持っている					過去の自然災害等の教訓を生かし、想定される自然災害に十分な強度があるか確認する。
	作業場には、侵入防止、盗難防止措置が採られている					施錠ができ、使用しない時に、適切に施錠されていれば良い。
1-6	項目		設定の理由			
推奨	保有している農業機械についての台帳を持ち、管理している		農業機械の所有、保管状況を知るための基礎的な資料となるため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農業機械の管理台帳を持っている					管理台帳の形式は問わない。(機械の用途、導入/購入年度、保管場所等が明記されていることが望ましい。)
	農業機械台帳は現況どおりに更新されている					サンプル調査をする。

1-7	項目		設定の理由			
必須	圃場及びその周辺を、衛生的に管理している		農産物、圃場等の汚染、異物混入、鳥獣被害等のリスクを低減するため			
用語解説	・周辺：自らの管理責任の及ぶ範囲。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	圃場及びその周辺を、除草、清掃している					サンプル調査をする。
	食品残さの管理、放任果樹の除去、侵入防止柵の設置等、鳥獣を寄せつけない取り組みをしている					サンプル調査をする。
1-8	項目		設定の理由			
必須	農機具、農業用の資材、器具、及び運搬用の器具を、清潔に保っている		農産物の汚染、劣化、異物混入等のリスクを低減するため			
用語解説	・農業用の器具：収穫時に使用するナイフ、ハサミ、鎌、鋤、鍬、長靴等。 ・運搬用の器具：コンテナ等。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農機具、農業用の資材・器具、運搬用の器具を清潔に保ち、定位置定数管理をしている					サンプル調査をする。
	農機具や収穫容器等の資材が汚染した場合の洗浄や必要に応じて実施した殺菌消毒の記録を保管している					サンプル調査をする。

2. 栽培計画の作成

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

2-1	項目		設定の理由			
必須	品種別・栽培方法別・圃場別の栽培計画書を作成し、保管している		品質や安全性を確保し、収穫量を安定的に確保するため			
用語解説	・栽培方法別：産直米、JAS有機、特別栽培、慣行栽培等の区分。 ・栽培計画書：いつ、誰が、何を、どのように、どれだけ(数量)、どのような品種の米を生産するのかを記載した文書。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	品種別、栽培方法別の栽培計画書がある					栽培計画書の形式は問わない(栽培暦でもかまわない。)
	栽培計画書には、使用する圃場が明記されている					文書を確認する。
	栽培計画書には、予定収穫量が明記されている					文書を確認する。
	栽培計画書には、使用する予定の農薬、肥料等の資材が明記されている					文書を確認する。
2-2	項目		設定の理由			
必須	過去の栽培記録を保管し、栽培計画の立案の際に活用している		過去に使用した残留性の高い農薬、化成肥料の投入量等を把握し、汚染リスクを低減するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	過去の栽培記録を保管している					サンプル調査をする。
	栽培計画を策定する際に、栽培記録を参照している					ヒヤリング調査をする。
2-3	項目		設定の理由			
必須	栽培計画書に記載されている農薬、肥料等の資材は、その適法性が確保されたものである		農薬、化学肥料が農薬取締法、肥料取締法上、適法であるかを確認するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	栽培計画書に記載された農薬及び肥料は、適法であることを確認している					所属する団体による点検、あるいは、それに代わる適切な方法で正当性を確認していることを点検する。

3. 栽培・収穫の工程管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

3-1		項目		設定の理由		
必須	栽培記録を圃場別に作成し、保管している			品質や安全性の確保、収穫量の安定的な確保のため、また、問題があった場合に、どの圃場かを特定し、何が原因であったかを確認するため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	栽培圃場、農薬散布や肥料の施肥などの作業内容、作業日が明記された栽培記録がある					栽培記録の形式は問わない。 (種苗段階から記録しているか確認する)
	栽培記録が栽培計画書と異なる場合も、その適法性が確認されている					所属する団体による点検、あるいは、それに代わる適切な方法で正当性を確認していることを点検する。
3-2		項目		設定の理由		
必須	種子や苗の品種、使用農薬を管理している			確認どおりの品種を作付けしていること。栽培管理上、購入した種子や苗の使用農薬の把握が必須のため		
	用語解説：購入伝票：購入に際して販売者が発行する伝票。またはそれに代わる帳票。購入状況がわかるだけでなく、種子や苗の農薬使用状況がわかる帳票も含むものとする					
点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
	点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	種子や苗の購入伝票を整理し、保管している					購入伝票により種子、苗の品種、使用農薬とその使用回数が特定できるか確認する
	自家採種の場合、採種した場所、時期、種子消毒の有無と方法、回数等について記録している					記録を確認する
3-3		項目		設定の理由		
必須	品種別に収穫量、収穫時期を記録している			トレーサビリティを確保し、あわせて収穫量の安定的な確保につなげるため。		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	品種別に収穫量、収穫時期を記録している					「記録」の形式は問わない。 収穫量は概算で良い。
3-4		項目		設定の理由		
必須	農場で作業を行う際、異物混入防止のための手立てをとっている			農産物に異物が混入することを防ぐため		
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	異物混入の原因になる、作業に使用した器具の数量確認や、不要物(カッターの刃、針金、プラスチック等)を適切に処分している					ヒヤリング調査をする。
	農場の中に吸殻、ゴミ等の異物混入の原因となるものがない					喫煙、飲食物等が管理されているか確認する。

3-5	項目				設定の理由	
必須	収穫した米を品種別、栽培方法別に区分管理している				トレーサビリティの起点を確保するとともに、誤出荷を防止するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	米は品種別かつ、栽培区分別に区分けされている					サンプル調査をする。
3-6	項目				設定の理由	
必須	収穫した米への異物混入の防止策をとっている				農産物に異物が混入することを防ぐため	
用語解説	・収穫後の異種穀粒・異物混入を防止するための具体的な取組としては、貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃、金属除去(磁石)、石抜き対策などがある					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	収穫した米に異種穀粒・異物が混入していないか、点検している					生産者が袋詰めしている場合を対象とする。特に、大豆、麦等アレルギー物質の混入リスクがないか確認する。

4. 保管・選別・包装・出荷等の工程管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

4-1	項目				設定の理由	
必須	品質基準、出荷基準等に基づき管理している				出荷する農産物の品質を確保するため	
用語解説	・品質基準：対象となるものの品質（規格、重量、外観、性能、成分など）を定めたもの。 ・出荷基準：取引先に出荷する際の品質（規格、重量、個数、外観、包装、荷姿等）を定めたもの。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	品質基準、出荷基準を持っている					文書を確認する
	品質基準、出荷基準等に基づき、保管・選別等の各工程の管理をしている					ヒアリング調査をする
4-2	項目				設定の理由	
必須	出荷する米は、農産物検査法に基づく検査を受けている				正確な品種、等級、年産、産地を担保し、誤表示を防止するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農産物検査法に基づく穀物検査を受けている					ヒアリング調査をする。
	穀物検査の記録を保管している					サンプル調査をする。
4-3	項目				設定の理由	
必須	「検査済印」のある米袋は、その表示を削除し、米袋として再利用しない				誤使用を防止するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	「検査済印」のある米袋は、その表示を削除し、米袋として再利用していない					本来の用途で使用する機会がない米袋(破袋、残余、余剰分)の表示が削除され、封入や出荷の際の間違いを防止する措置が採られていること。表示の削除の方法は、ラベルの上貼り、マジック等での×印の記入などで実施されていること。

4-4	項目		設定の理由			
必須	計測機器類を定期的に点検している		正確な量目を確保し、誤表示を防止するため			
用語解説	・計測機器類: 温度計、湿度計、穀温計、水分計、たんぱく計、食味計等の米の品質を計測する機器類 ・計量器の点検: 標準分銅を活用し自ら行うか、計量士の検査を受ける					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	計量器を定期的に点検している					温度計や穀温計等の必要な計測機器類についても定期的に点検することが望ましい
	計量器のゼロ点、風袋引き数値が正確に行われている					サンプル調査をする。
	計量器以外の使用している計測機器類を定期的に点検している					サンプル調査をする。
4-5	項目		設定の理由			
必須	米の乾燥調製、保管の記録を作成し、保管している。カントリーエレベータに全量納入している場合は対象外		品質や安全性の確保、収穫量の安定的な確保、およびその確認のため			
用語解説	・乾燥調製: 収穫した米を乾燥し、きょう雑物を除去し、水分率を調整する作業、工程を指す。生産者、農家により籾摺り、色選が行われている場合は、その工程も含む。 ・保管: この項目では3日以上保持することを対象とする。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	乾燥調製の記録を持っている					乾燥調製の記録は、乾燥機などに投入した品種、日付、設定温度、水分率が記録されていること。
	保管の記録を持っている					栽培記録、収穫記録などに記載されているれば良い。
4-6	項目		設定の理由			
必須	米は適切に温度管理されている		米の品質を確保するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	米は、保管、選別・包装等の各工程で、適切に温度管理されている					サンプル調査をする。

4-7	項目		設定の理由			
必須	出荷記録を適切に作成し、保管している		出荷の記録を残し、農場経営の改善と事故時の対応に役立てるため			
用語解説	・食用不適米穀：食品衛生法の規定により、販売等をしてはならないとされている米穀のこと。1.カビが付着した米穀、2.重金属の基準値を超えた米穀、3.残留農薬基準値を超えた米穀など。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	出荷する米の記録を作成し、保管している					記録には、名称、産地、数量、年月日、相手方の氏名または名称、搬入または搬出した場所、用途限定米についてはその用途が明記されていること。
	用途限定米穀、食用不適米穀は適切に区分保管し、販売・処分されている					適切に区分保管されているかを確認し、適切に販売、処分されているかをヒヤリング及び、記録で確認すること。
	米穀の取引等に関する記録は3年間保存されている					サンプル調査をする。

5. 農薬・肥料の使用と保管

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

5-1		項目		設定の理由			
必須	農薬を適切に使用している			農薬取締法を遵守して適切に農薬を使用しているか確認するため			
用語解説	・容器または包装の表示内容：農薬を使用できる農作物、使用量、希釈倍数、使用する時期（収穫前の使用禁止期間）、使用できる回数（使用前に記録簿を確認する）、有効期限、使用上の注意						
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	使用する農薬は、登録があるか確認している					ヒアリング調査をする	
	農薬使用の都度、容器または包装の表示を確認し、表示内容を守って農薬を使用している					ヒアリング調査をする	
	農薬（種子・苗に使用した農薬を含む）の使用を記録し、保管している					記録の確認、サンプル調査をする	
5-2		項目		設定の理由			
必須	農薬は、圃場及び作業場とは分けし、かつ安定した場所に保管している			農薬の容器の落下、飛散により農産物、資材、施設等を汚染しないようにするため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	農薬は、作業場所を汚染しないように分けして保管している					サンプル調査をする。	
	農薬は、落下して飛散する危険性がないよう保管している					サンプル調査をする。	
5-3		項目		設定の理由			
必須	農薬は鍵がかかる場所に保管されており、鍵の管理者が明確になっている			環境保全、収穫物の安全確保、誤使用防止、盗難防止のため			
用語解説	・鍵がかかる場所：農薬が保管されている倉庫、納屋など施設全体に施錠できること、もしくは農薬保管庫などの設備に施錠できること。						
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	農薬の保管場所は施錠されている					サンプル調査をする。	
	鍵の所有者が特定できる					鍵の所有者が認知されていれば良い。	

5-4	項目		設定の理由			
必須	農薬の適正な管理を行っている		農薬が適切に使用されていることを確認するため			
用語解説	・農薬管理台帳：農薬の入出庫、在庫の数量を記載した文書を指す。 ・記録内容：使用日、使用場所、農作物、農薬の種類または名称、農薬の使用量または希釈倍数など					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農薬の管理台帳を作成し、更新している					最新の状態になっているか確認する
	農薬の購入の記録、伝票がある					サンプル調査をする。
	台帳に記載された農薬の数量と実際の在庫は一致している					サンプル調査をする。
	期限切れの農薬が無い					処分までの一時保留は認める。
5-5	項目		設定の理由			
必須	農薬を適切に調合している		農産物への汚染や環境汚染を防ぐため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農薬の調合場所は特定できる					サンプル調査をする。
	農薬の調合場所は圃場、作業場から離れており、汚染の危険性はない					サンプル調査をする。
	適切な農薬の調合用の器具を使用している					所有している農薬を調合するために必要な器具(サイズ、容量、材質などが適当なもの)が揃っていれば良い。
	農薬の使用残が発生しないよう必要な量だけを秤量して散布液を調製している					ヒヤリング調査をする。

5-6	項目		設定の理由			
必須	農薬の散布機や関連器具は、適切に管理されている		他の作物への汚染を防止するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農薬使用前に防除器具等を正常かどうか点検している					ヒヤリング調査をする。
	農薬の散布機、調合用の器具を使用後に洗浄している					農薬の散布機、器具が使用する薬剤ごとに専用になっている場合、仮に薬剤がタンク内、ホース等に残留していても、希釈等によって「適用外使用」、「基準値オーバー」等の懸念がない場合は、洗浄を義務付けない。
	洗浄した汚水は、農産物、作業場所、河川、用水を汚染しないように排水している					ヒヤリング調査をする。
5-7	項目		設定の理由			
必須	隣接圃場への農薬の飛散などが起こらないように管理している		同一圃場内および隣接圃場の混植した作物や隣接する他の作物に、飛散などによる汚染が起きないようにするため			
用語解説	・隣接圃場：隣合わせて存在する圃場。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	隣接圃場の作物を把握している					サンプル調査をする。
	隣接圃場への汚染防止のために、散布時の風向、風力の注意、散布機、ノズルの変更、圧力の低減、散布方法に注意している					ヒヤリング調査をする。
	周辺の農作物生産者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について連絡している					連絡する方法・ルールがあることを確認する

5-8	項目		設定の理由			
推奨	肥料等を適切に管理している		肥料等による収穫物や周辺環境の汚染を防止するため			
用語解説	・肥料等：普通肥料、特殊肥料、葉面散布剤、植物活性剤等を指す					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	肥料等を、適切に保管している					生石灰など、引火、発火の可能性がある化成肥料を、同一箇所に大量に保管していないか確認する。
	肥料等の包材は劣化したり破損したりして、漏れ出していない					サンプル調査をする。
	肥料等によって圃場、農産物、作業場所、河川、用水を汚染する危険性がない					ヒヤリング調査をする。
	農薬登録されている肥料、農薬が添加されている肥料を適切に管理している					ヒヤリング調査をする。（農薬として管理していることを確認する。）
5-9	項目		設定の理由			
必須	施肥基準書に沿った施肥（肥料の投入、土壌改良資材等の使用等）作業を行っている		肥料の過剰投与による品質の悪化や環境汚染を防ぐため			
用語解説	・施肥基準書：各都道府県が品種ごとに定めた「栽培要領」等に従って、対象農産物品種、施肥時期、施肥量を定めた基準。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	土壌診断の結果を元に、施肥を行っている					ヒヤリング調査をする。
	肥料の施肥基準を確認している					所属する団体による点検、あるいは、それに代わる適切な方法で正当性を確認していることを点検する。
	施用量、施用方法を守っている					所属する団体による点検、あるいは、それに代わる適切な方法で正当性を確認していることを点検する。

5-10	項目		設定の理由			
必須	適切に堆肥化した堆肥や有機物を施用し、適切な土壌管理を行っている		堆肥等による環境汚染を防止しつつ、地力の増進を図るため			
用語解説	・適切な堆肥：病原微生物による汚染の防止、外来雑草種子等の殺滅のため、数日間発酵したもの					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	堆肥等の有機物の施用等による土壌管理(地力の回復、維持、改善)を行っている					ヒヤリング調査をする。
	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子の殺滅のため、適切に堆肥化したものを使用している					サンプル調査をする。
	自家製の堆肥を製造し、使用している場合、周辺環境、土壌、地下水等を汚染しないよう管理している					サンプル調査をする。
5-11	項目		設定の理由			
必須	使用した肥料、土壌改良資材の記録を作成し、保管している		肥料が適切に使用されていることを確認するため			
用語解説	・肥料：肥料取締法を根拠に定められた資材を指す。 ・土壌改良資材：地力増進法・肥料取締法を根拠に定められた資材を指す。 ・記録内容：施用日、施用場所、農作物、肥料の名称、施用面積、施用量など					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	使用した肥料(種子・苗に使用した肥料を含む)、土壌改良資材が記録されている					使用した肥料の記録から記録内容が明確にわかること
	肥料、土壌改良資材の購入伝票を保管している					サンプル調査をする。
	記録が栽培計画書と異なる場合も、その適法性が確認されている					所属する団体による点検、あるいは、それに代わる適切な方法で正当性を確認していることを点検する。
5-12	項目		設定の理由			
必須	使用した堆肥の使用記録を作成し、その記録を保管している		堆肥が適切に使用されていることを確認するため			
用語解説	・堆肥：わら、落ち葉、家畜糞尿などを原料に、微生物などの働きによって作られた有機肥料 ・記録内容：堆肥の種類、施用した圃場、日、量、窒素量など					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	使用した堆肥が記録されている					使用した堆肥の記録から記録内容が明確にわかること
	堆肥の購入伝票を保管している					購入伝票によって、堆肥の種類と数量が把握できること。

6. 作業場における衛生管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

6-1	項目	設定の理由				
必須	作業場を、整理、整頓、清掃し、衛生的に管理している	米の乾燥、調製、保管などの工程での異物混入や汚染を防止するため				
用語解説	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場：乾燥・調製場、倉庫等を指す ・整理：要るものと要らないものの区別を行い、要らないものを処分すること。 ・整頓：要るものの置く場所と置き方を決めて、名札をつけること。 ・清掃：ゴミやホコリが無いように掃除をすること。 					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	作業場の整理・整頓・清掃をしている					サンプル調査をする。
	作業場と隔離された手足の洗い場がある					手洗い場、足洗い場の近接場所で、米の取扱い、包材の保管が行われていなければ良い。
	作業中に行ける場所にトイレがある					サンプル調査をする。
	トイレには、手洗い場があり、衛生用の備品がある					衛生用の備品（消毒剤、石鹼など）が備えられ、使用できれば良い。
	トイレを清掃し、害虫の発生源とならないように、殺虫処理を行っている					ハエ、ウジなど不快害虫が発生していなければ良い。

6-2	項目		設定の理由			
必須	作業場での農産物への汚染や異物混入対策を行っている		農産物への汚染や異物混入を防止するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	作業者は帽子、手袋、清潔な服装を着用している					異物が混入しないよう配慮された清潔な服装であれば良い。サンプル調査をする。
	作業者の症状から感染症が疑われる場合、米を直接触れる作業をさせていない					ヒヤリング調査をする。
	作業者の持ち込み品を制限している					ヒヤリング調査をする。
	部外者の立ち入りを制限している					ヒヤリング調査をする。
	ペットを作業場に入れていない					ヒヤリング調査をする。
	全ての害虫、野生動物に対する侵入防止対策が立てられている					施設に害虫や野生動物等が侵入しないための具体的な手立てが確実におこなわれていることを確認する。
	喫煙場所と作業場、資材置き場は異なる場所に設置されている					喫煙場所が頻繁に移動される状態では駄目。
6-3	項目		設定の理由			
必須	包装用の資材を衛生的に管理している		農産物が包装用の資材を通して、汚染されることを防ぐため			
用語解説	・包装用の資材：包装用フィルム・袋、梱包用の段ボール、ネット、緩衝用資材等。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	包装用の資材を、汚染や異物混入を防げる状態で整理、整頓している					サンプル調査をする。
	使用前に、包装用の資材の衛生状態を確認している					ヒヤリング調査をする。
	長期間使用していない包装用の資材は、適切に処分されている					ヒヤリング調査をする。

6-4	項目		設定の理由			
必須	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等を適切に管理している		家庭用殺虫剤・殺鼠剤などの薬剤が米を汚染しないようにするため			
用語解説	・家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等：家庭用に製造された噴霧型、蒸散型の殺虫剤(蚊取線香も含む)、忌避剤等					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	家庭用の殺虫剤、殺鼠剤等は使用していない					汚染リスクを認識し、適切に管理しているかを確認する。

7. 環境への配慮

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

7-1		項目		設定の理由			
必須	農薬と化学肥料の使用を減らす取り組みをしている			環境への負荷を軽減し、持続的な農業生産を行うため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
		圃場周辺の環境整備等を行い、害虫や病気の発生を抑制している					サンプル調査をする。
		生産する農作物に関する病虫害の発生予察情報を収集している					ヒヤリング調査をする。
		使用する農薬の種類、量、時期は、発生予察情報に基づいて決定している					ヒヤリング調査をする。
		農薬と他の防除手段を組み合わせた防除を実施している					ヒヤリング調査をする。
	使用する化学肥料を減らすための工夫をしている					ヒヤリング調査をする。	
7-2		項目		設定の理由			
必須	農薬を使用する際には、周辺住民、周辺環境に配慮している			環境と調和のとれた、周辺住民の理解を得た農業生産を実施し、継続的に農場を運営するため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点	
		点検	コメントなど	点検	コメントなど		
	農薬を使用する際には、周辺住民への告知、注意喚起等を行っている					ヒヤリング調査をする。	
	農薬を使用する際には、周辺への飛散が少ない方法を選択している					ヒヤリング調査をする。	

7-3	項目				設定の理由	
必須	肥料等の圃場及び周辺環境の環境負荷低減対策を実施している				環境と調和のとれた農業生産を行うため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	水田代かき後の濁水流出防止対策を実施している					ヒヤリング調査をする。
	圃場に堆肥を施用する際に、過剰な臭気が発生しないように配慮している					ヒヤリング調査をする。
	水田からの農薬流出を防止する対策を実施している					農薬のラベルに記載されている止水に関する注意を遵守しているか確認する。
	土壌の侵食を軽減する対策を実施している					ヒヤリング調査をする。
7-4	項目				設定の理由	
必須	堆肥の製造・保管にあたっては、適切な場所が確保されている				堆肥の製造による土壌や河川の汚染を防止するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	堆肥を製造している場合、周辺を汚染しないように措置している					ヒヤリング調査をする。
	堆肥を保管している場合、周辺を汚染しないように措置している					ヒヤリング調査をする。
7-5	項目				設定の理由	
推奨	生物多様性に配慮して生産している				環境と調和のとれた農業生産を実施し、地域固有の生態系を破壊しないため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	外来生物(天敵農薬等)を活用している場合は、使用後に殺処分している					ヒヤリング調査をする。
	農場・農場周辺に生息する動植物を把握し、その増減を確認している					ヒヤリング調査をする。

7-6	項目		設定の理由			
必須	農薬の空き容器を、決められた場所に保管し、適切に処分している		環境汚染を招かないようにするため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農薬の空き容器を、環境を汚染しない決められた場所に保管している					サンプル調査をする。
	農薬の空き容器を法令や決められた方法に基づき適切に処分している					自治体の指示に従い処分を行い、不適切な焼却を行っていないことを確認する。
7-7	項目		設定の理由			
必須	破材・廃棄物を決められた場所に保管し、適切に処分している		環境汚染を招かないようにするため			
用語解説	・適切な処分：一般家庭ゴミ、産業廃棄物の指定された処分方法どおりに処分されていること。					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	破材、廃棄物を、環境を汚染しない決められた場所に保管している					保管場所が特定できれば良い。
	破材、廃棄物を、法令や決められた方法に基づき適切に処分している					自治体の指示に従い処分を行い、不適切な焼却を行っていないことを確認する。
7-8	項目		設定の理由			
必須	農場から出る作物残さ(もみ殻等)などの廃棄物は、決められた場所に、適切に保管し、処分している		環境汚染を招かないようにするため			
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農場から出る廃棄物を、環境を汚染しない決められた場所に保管している					サンプル調査をする。
	農場から出る廃棄物は、法令や決められた方法に基づき適切に処分されている					自治体の指示に従い処分を行い、不適切な焼却を行っていないことを確認する。
	作物残さ等の有機物のリサイクルを行っている					圃場に戻すと病害虫がまん延する等、問題が発生する場合を除く。

7-9	項目				設定の理由	
必須	使用済みの農業資材、不要な農業機械を、決められた場所に保管し、適切に処分している				環境汚染を招かないようにするため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	使用済みの農業資材、不要な農業機械を環境を汚染しない決められた場所に保管している					保管場所が決められていれば良い。
	使用済みの農業資材、不要な農業機械を法令や決められた方法に基づき適切に処分している					自治体の指示に従い処分を行い、不適切な焼却を行っていないことを確認する。
7-10	項目				設定の理由	
必須	農業用の燃料、オイル等を適切に管理している				エネルギー消費を軽減し環境負荷を減少させるとともに、油漏れや液漏れなどの土壌汚染が起こらないようにするため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	施設・機械等を適切に使用して、不必要・非効率なエネルギー消費を低減している					不必要な照明の消灯、機械、器具の適切な点検・整備等を行っているか確認する
	農業用の燃料、オイルは適切に保管、使用されている					保管されている状態で、油漏れ、液漏れがなければ良い。
	使用済みの燃料、オイルを、法令や決められた方法に基づき適切に処分している					自治体の指示に従い処分を行っていることを確認する。

8. 外部委託工程の管理

点検欄凡例： 十分、×不十分、- 該当なし

8-1	項目	設定の理由				
推奨	外部委託先の業務を適切に管理している	確かな商品を供給するためには、外部委託作業の管理が重要なため				
用語解説	・契約書：以下の内容を含む文書 外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名、 外部委託する業務及び業務に関する食品安全のルール、 について生産者団体が定めたルールに従うことの合意、 契約違反の場合の措置に関する合意					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	入荷から出荷までの作業のいずれかにおいて作業を外部委託している場合には、外部委託先と契約書を締結している					文書を確認する。
	外部委託先の点検を年1回実施し、記録している。					点検結果、是正報告などを確認する。
	配送を委託している場合には、配送委託先と契約書を締結している					文書を確認する。

9.労働安全と雇用管理

9-1	項目	設定の理由				
必須	作業者の定期健診を実施している	作業者の健康を確保するため				
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	健診実施(受診)の記録がある					記録を確認する。
	臨時の作業者にも健康診断の受診を勧めている					ヒヤリング調査をする。
9-2	項目	設定の理由				
必須	圃場・作業場の危険な箇所、危険を伴う作業を把握し、安全を確保している	作業者の安全を確保するため				
用語解説	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬使用の際の防護措置：必要に応じてマスク、防護メガネ、手袋、長靴、カッパ、エプロンなどを装着していること。 ・従事者の制限：酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限、高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮、未熟な農作業者に対する熟練者による指導など ・安全に作業を行うための服装や保護具：転落・転倒事故の危険性が高い箇所でのヘルメットの着用、高所作業での命綱の使用、障害防止のための安全靴、保護手袋の着用など 					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	農作業等に関わる危険な箇所、危険な作業を認識している					ヒヤリング調査をする。
	危険な箇所、危険な作業は、作業環境や設備等の改善によって、危険を軽減するよう取り組んでいる					ヒヤリング調査をする。
	危険を伴う作業の従事者を制限している					ヒヤリング調査をする。
	安全に作業を行うための服装や保護具を着用し適切に保管している					ヒヤリング調査をする。(農薬使用の際の防護措置も含む。)

9-3	項目				設定の理由	
推奨	事故時の緊急対応が定められ、必要な備品を備えている				万が一事故が生じた際に、適切に対応するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	事故時の緊急対応が定められている					連絡網が整備され、全作業者に周知されていること。
	怪我などの事故時の応急手当の備品を備えている					最低限の救急用具を備えていれば良い。
	農薬暴露時の応急手当の備品を備えている					基本的に、流水洗浄が可能なように準備してあれば良い。
9-4	項目				設定の理由	
必須	機械、装置、器具等を、適切に使用し、管理を行っている。				農業事故をなくし、作業者の安全を確保するため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	機械、装置、器具等は、使用前に安全装置を確認して使用している					ヒヤリング調査をする。
	機械、装置、器具等は、取扱い説明書などに従い、適正に使用している					過積載など、取扱い基準を超えて使用していないことを確認する。
	機械、装置、器具等は、使用後は適切に整備し、保管している					ヒヤリング調査をする。
9-5	項目				設定の理由	
必須	万が一事故に遭遇した際にも、対応できるよう保険または共済に加入している				万が一の場合の農業生産の継続、生活の維持のため	
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	作業者は労働災害保険に加入している					ヒヤリング調査をする。
	事故等により機械等が破損した場合に備え、損害保険等に加入している					ヒヤリング調査をする。

9-6	項目	設定の理由				
必須	雇用する労働者について、適切な雇用と労務管理を行っている	労働者の権利、雇用に関する法律を遵守し、安定的、持続的な生産を行うため				
用語解説	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件:日本の場合「労働条件明示書(雇用契約書・就業規則と併用可)」で下記事項の明示が必須 ・労働契約の期間 ・期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項 ・就業の場所、従事する業務の内容 ・就業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替勤務をさせる場合は就業 時転換に関する事項 ・賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締め切り・支払いの時期に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む) 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示す その他、使用者が定める場合には、例えば賃金から控除する内容(食費、作業用品等)、昇給に関する事項を明記する					
	点検項目	自己点検		二者点検		点検時の留意点
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	労働者の名簿がある					名簿には少なくとも氏名・生年月日・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報には守秘義務を遵守して管理している。
	外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している					外国人技能実習生も1年目から労働者となる。外国人労働者は、在留カード等により就労可能であることを確認してから労働者として採用する。
	労働者に対し、就労前に労働条件を文書で示している					用語解説を参照。
	使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全について意見を交換し、実施内容を記録している					休憩の取り方、作業場の照明の明るさ、メンタルヘルスへの配慮などについて話し合っているか確認する。

【参考資料】 適正農業規範で要求している文書一覧

*区分の 1 は、必須規範項目の点検項目で要求している文書

文書名	区分	規範番号
基本的な法令についての最新の情報		0-1
関連法令の学習会・広報などの資料		0-2
「適正農業規範」の自己点検結果		0-6
圃場台帳		1-1 、 1-2
施設台帳		1-4
農業機械管理台帳（保守管理記録を含む）		1-6
農機具、資材、器具の保守管理記録		1-8
栽培計画書		2-1 、 3-1
種子・苗の購入伝票		3-3
栽培記録		3-3 、 3-1 、 5-1
収穫記録		3-4
品質基準書/出荷基準書		4-1
穀物検査記録		4-2
計測機器類の点検記録		4-4
米の乾燥調整 / 保管の記録（用途限定米穀、食用不適米の記録も必須）		4-5 、 4-6 、 4-7
出荷記録、米の取引に関する記録		4-7 、 4-7
施肥・土壌改良資材使用記録（要 購入伝票）		5-11
堆肥使用記録		5-12
堆肥購入、製造記録（要 購入伝票）		5-12 、
農薬管理台帳（要購入伝票）		5-4
施肥基準書		5-9 、 5-10
作業場の衛生管理手順書		6-1 、 6-2 、 6-3 、 6-4
作業者の健康状態の記録		6-2
自治体 / 所属団体が定めた使用済み農業資材 / 廃棄物の処理方法についての文書		7-6 、 7-7 、 7-8 、 7-10
常勤作業者の検診（受診）記録		9-1
臨時作業者の検診（受診）記録		9-1
作業上、危険な箇所が記載された書類		9-2
緊急対応手順書（緊急時の連絡網を含む）		9-3
機械・装置・器具等の使用上の注意事項が記載された書類		9-4
労働災害 / 損害保険等の保険証		9-5
労働者の名簿		9-6
労働条件明示書（雇用契約書・就業規則と併用可、外国人の場合は、理解できる言語で書かれていること）		9-6
労働者との意見交換記録		9-6

印の記録は、栽培記録との統合可。収穫・保管・出荷は別の記録として統合可。